

加算届 添付書類一覧表

- ・届出の内容によって必要な添付書類が異なりますので、以下をよくご確認ください。
- ・複数の加算の届出を同時に行う場合、重複する書類については1部のみでの提出で構いません。

提出期限
算定開始月の前月15日

※ただし、加算の取り下げ及び職員の欠員による減算の開始は随時受け付けます。

<必須書類>

<ul style="list-style-type: none"> ・(別紙36)介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書 ・(別紙1-4)介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表

<添付書類>

加算内容	添付書類	備考
職員の欠員による減算の状況	・(参考様式1-12)勤務形態一覧表(対象月のもの)	
若年性認知症利用者受入加算	不要	
生活機能向上グループ活動加算	不要	
運動器機能向上体制	・(参考様式1-12)勤務形態一覧表(加算算定開始予定月のもの) ・担当する機能訓練指導員の資格証の写し	
栄養アセスメント・栄養改善体制	・(参考様式1-12)勤務形態一覧表(加算算定開始予定月のもの) ・管理栄養士の資格証の写し ・外部との連携により管理栄養士を配置している場合は、そのことがわかる書類	・栄養アセスメント加算を算定する場合、LIFEへの登録が必要
口腔機能向上加算	・(参考様式1-12)勤務形態一覧表(加算算定開始予定月のもの) ・言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員の資格証の写し	・(Ⅱ)を算定する場合、LIFEへの登録が必要
選択的サービス複数実施加算	不要	
事業所評価加算〔申出〕の有無	不要	
サービス提供体制強化加算	・(別紙38)サービス提供体制強化加算に関する届出書 ・加算の区分ごとに必要となる書類(参考様式)	
生活機能向上連携加算	不要	

科学的介護推進体制加算	不要	・LIFEへの登録が必要
介護職員処遇改善加算	・介護職員処遇改善計画書	・計画書については、算定開始月の前々月の末日までに提出してください。
介護職員等特定処遇改善加算	・介護職員等特定処遇改善計画書	・計画書については、算定開始月の前々月の末日までに提出してください。
介護職員等ベースアップ等支援加算	・介護職員等ベースアップ等支援計画書	・計画書については、算定開始月の前々月の末日までに提出してください。
LIFEへの登録	不要	
割引	・(別紙37)割引率の設定について	
加算の取り下げ	不要	